

ID: 73

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	物品販売行為等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市障害者総合支援センター条例 第19条ただし書		
例 規 番 号	平成22年条例第24号		
【根拠条文】 (物品販売行為等の禁止) 第19条 センター及びその敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附金品の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日